

2013年10月4日
日 本 銀 行

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

本件は、金融調節の一層の円滑化を図る観点から、電子記録債権を適格担保とするとともに、適格担保の担保価格等に関して金融市場の情勢等を踏まえて行った定例の検証の結果に基づき、本行資産の健全性および市場参加者の担保利用の効率性を確保する観点から、適格担保の担保価格等を見直すものです。

記

1. 「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「国債の条件付売買基本要領」（平成14年9月18日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」（平成16年4月9日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成23年4月28日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 上 口 (03-3277-2800)
二 宮 (03-3277-3768)
金 融 市 場 局 鈴 木 (03-3277-1234)
大 塚 (03-3277-1272)

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

- 2. (3) を横線のとおり改める。

(3) 適格担保の取扱いにおける市場情報の有効利用

適格担保の取扱いにおいては、市場機能を活用する観点から、適格性判断における格付機関格付の利用、担保価格算定における時価情報の利用、民間企業債務（社債、短期社債、保証付短期外債、企業が振出す手形、コマーシャル・ペーパー（資産担保コマーシャル・ペーパーおよび不動産投資法人コマーシャル・ペーパーを除く。））、企業を債務者とする電子記録債権および企業に対する証書貸付債権をいう。以下同じ。）ならびに資産担保債券、資産担保短期債券および資産担保コマーシャル・ペーパーならびに不動産投資法人債、短期不動産投資法人債、不動産投資法人が振出す手形、不動産投資法人コマーシャル・ペーパー、不動産投資法人を債務者とする電子記録債権および不動産投資法人に対する証書貸付債権の信用度判断における公開情報の利用等、市場情報の有効利用を図ることとする。

- 4. (1) ハ、を横線のとおり改める。

ハ、その他の適格基準

- (イ) 円建であること。
(ロ) 国内において発行、振出、発生記録または貸付等が行われたものであること。
(ハ) 準拠法が日本法であること。
(ニ) (イ) から (ハ) までのほか、本行による担保権その他の権利の行使に支障がないと認められること。

○ 別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

担保の種類および担保価格

1. 国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債、物価連動国債ならびに割引短期国債を除く。）および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）
- (1) } 略（不変）
 - (2) }
 - (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の ~~97~~98 %
 - (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の ~~97~~96 %
 - (5) 略（不変）
 - (6) 残存期間 30 年超のもの 時価の ~~94~~92 %
- 1-2. 変動利付国債
- (1) } 略（不変）
 - (2) }
 - (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の ~~97~~98 %
 - (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の ~~96~~95 %
- 1-3. 分離元本振替国債および分離利息振替国債
- (1) } 略（不変）
 - (2) }
 - (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の ~~96~~97 %
 - (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の ~~96~~95 %
 - (5) 略（不変）
 - (6) 残存期間 30 年超のもの 時価の ~~90~~89 %
- 1-4. 物価連動国債
- (1) 残存期間 1 年以内のもの 時価の ~~92~~90 %

(2) 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 9-2 <u>90</u> %
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 9-0 <u>89</u> %
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 9-0 <u>87</u> %
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	時価の 8-8 <u>86</u> %
(6) 残存期間30年超のもの	時価の 8-7 <u>83</u> %

2. 政府保証付債券

(1) } (2) }	略 (不変)	
(3) 残存期間5年超10年以内のもの		時価の 9-6 <u>97</u> %
(4) 残存期間10年超20年以内のもの		時価の 9-6 <u>95</u> %
(5) 略 (不変)		
(6) 残存期間30年超のもの		時価の 9-3 <u>91</u> %

3. 略 (不変)

4. 地方債

(1) } (2) }	略 (不変)	
(3) 残存期間5年超10年以内のもの		時価の 9-6 <u>97</u> %
(4) 残存期間10年超20年以内のもの		時価の 9-6 <u>95</u> %
(5) 略 (不変)		
(6) 残存期間30年超のもの		時価の 9-3 <u>91</u> %

5. 財投機関等債券

(1) } (2) }	略 (不変)	
(3) 残存期間5年超10年以内のもの		時価の 9-5 <u>96</u> %
(4) 残存期間10年超20年以内のもの		時価の 9-5 <u>94</u> %
(5) 略 (不変)		
(6) 残存期間30年超のもの		時価の 9-2 <u>90</u> %

6. 社債

- (1) } 略 (不変)
- (2) }
- (3) 残存期間5年超10年以内のもの 時価の~~95~~96%
- (4) 残存期間10年超20年以内のもの 時価の~~95~~94%
- (5) 略 (不変)
- (6) 残存期間30年超のもの 時価の~~92~~90%

- 7. } 略 (不変)
- 8. }

9. 資産担保債券

- (1) } 略 (不変)
- (2) }
- (3) 残存期間5年超10年以内のもの 時価の~~95~~96%
- (4) 残存期間10年超20年以内のもの 時価の~~95~~94%
- (5) 略 (不変)
- (6) 残存期間30年超のもの 時価の~~92~~90%

10. 略 (不変)

11. 不動産投資法人債

- (1) } 略 (不変)
- (2) }
- (3) 残存期間5年超10年以内のもの 時価の~~95~~96%
- (4) 残存期間10年超20年以内のもの 時価の~~93~~94%
- (5) 残存期間20年超30年以内のもの 時価の~~91~~93%
- (6) 略 (不変)

12. 略 (不変)

13. 外国政府債券

- (1) } 略 (不変)
- (2) }
- (3) 残存期間5年超10年以内のもの 時価の~~95~~96%

- | | |
|----------------------|-------------------------------|
| (4) 残存期間10年超20年以内のもの | 時価の 95 <u>94</u> % |
| (5) 略(不変) | |
| (6) 残存期間30年超のもの | 時価の 92 <u>90</u> % |

14. 国際金融機関債券

- | | | |
|----------------------|-------|-------------------------------|
| (1) }
(2) } | 略(不変) | |
| (3) 残存期間5年超10年以内のもの | | 時価の 95 <u>96</u> % |
| (4) 残存期間10年超20年以内のもの | | 時価の 95 <u>94</u> % |
| (5) 略(不変) | | |
| (6) 残存期間30年超のもの | | 時価の 92 <u>90</u> % |

- | | | |
|-----------------------|-------|--|
| 15. }
(}
17. } | 略(不変) | |
|-----------------------|-------|--|

18. 企業を債務者とする電子記録債権

- | | |
|--|------------------|
| <u>(1) 残存期間1年以内のもの</u> | <u>残存元本額の96%</u> |
| <u>(2) 残存期間1年超3年以内のもの</u> | <u>残存元本額の90%</u> |
| <u>(3) 残存期間3年超5年以内のもの</u> | <u>残存元本額の80%</u> |
| <u>(4) 残存期間5年超7年以内のもの</u> | <u>残存元本額の75%</u> |
| <u>(5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。)</u> | <u>残存元本額の65%</u> |

19. 不動産投資法人を債務者とする電子記録債権

- | | |
|--|------------------|
| <u>(1) 残存期間1年以内のもの</u> | <u>残存元本額の96%</u> |
| <u>(2) 残存期間1年超3年以内のもの</u> | <u>残存元本額の90%</u> |
| <u>(3) 残存期間3年超5年以内のもの</u> | <u>残存元本額の80%</u> |
| <u>(4) 残存期間5年超7年以内のもの</u> | <u>残存元本額の75%</u> |
| <u>(5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。)</u> | <u>残存元本額の65%</u> |

20. 政府(特別会計を含む。)を債務者とする電子記録債権

<u>(1) 残存期間1年以内のもの</u>	<u>残存元本額の97%</u>
<u>(2) 残存期間1年超3年以内のもの</u>	<u>残存元本額の95%</u>
<u>(3) 残存期間3年超5年以内のもの</u>	<u>残存元本額の90%</u>
<u>(4) 残存期間5年超7年以内のもの</u>	<u>残存元本額の85%</u>
<u>(5) 残存期間7年超10年以内のもの（満期 が応当月内に到来するものを含む。）</u>	<u>残存元本額の80%</u>

2.1. 政府保証付電子記録債権

<u>(1) 残存期間1年以内のもの</u>	<u>残存元本額の97%</u>
<u>(2) 残存期間1年超3年以内のもの</u>	<u>残存元本額の95%</u>
<u>(3) 残存期間3年超5年以内のもの</u>	<u>残存元本額の90%</u>
<u>(4) 残存期間5年超7年以内のもの</u>	<u>残存元本額の85%</u>
<u>(5) 残存期間7年超10年以内のもの（満期 が応当月内に到来するものを含む。）</u>	<u>残存元本額の80%</u>

2.2. 地方公共団体を債務者とする電子記録債権

<u>(1) 残存期間1年以内のもの</u>	<u>残存元本額の97%</u>
<u>(2) 残存期間1年超3年以内のもの</u>	<u>残存元本額の94%</u>
<u>(3) 残存期間3年超5年以内のもの</u>	<u>残存元本額の85%</u>
<u>(4) 残存期間5年超7年以内のもの</u>	<u>残存元本額の85%</u>
<u>(5) 残存期間7年超10年以内のもの（満期 が応当月内に到来するものを含む。）</u>	<u>残存元本額の75%</u>

1-8-2.3. 企業に対する証書貸付債権

(1) 略（不変）	
(2) 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の 91 <u>90</u> %
(3) 残存期間3年超5年以内のもの	残存元本額の 85 <u>80</u> %
(4) 略（不変）	
(5) 残存期間7年超10年以内のもの（満期 が応当月内に到来するものを含む。）	残存元本額の 70 <u>65</u> %

1-9-2.4. 不動産投資法人に対する証書貸付債権

(1) 略（不変）	
(2) 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の 91 <u>90</u> %

- (3) 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の~~85~~80%
- (4) 略(不変)
- (5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期 残存元本額の~~70~~65%
が応当月内に到来するものを含む。)

~~20~~25. 政府(特別会計を含む。)に対する証
書貸付債権

- (1) }
() } 略(不変)
(5) }

~~21~~26. 政府保証付証書貸付債権

- (1) }
() } 略(不変)
(5) }

~~22~~27. 地方公共団体に対する証書貸付債権

- (1) }
(2) } 略(不変)
- (3) 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の~~90~~85%
- (4) 略(不変)
- (5) 残存期間7年超10年以内のもの(満期 残存元本額の~~80~~75%
が応当月内に到来するものを含む。)

(特則)

1. から14. までに掲げるもののうち、パス・スルー債等、元本の分割償還が行われることがある債券

- (1) 貸付債権担保住宅金融支援機構債券 時価の~~95~~94%
- (2) 略(不変)

○ 別表 2 を横線のとおり改める。

別表 2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債（変動利付 国債、分離元本 振替国債およ び分離利息振 替国債ならび に物価連動国 債を含み、割引 短期国債を除 く） ） 外国政府債券 国際金融機関 債券	略（不変）
<u>企業を債務者 とする電子記 録債権</u>	<u>（1）および（2）を満たしていること。</u> <u>（1） 本行が適当と認める電子債権記録機関（以下「適格記録機関」という。）により電子記録が行われるものであること。</u> <u>（2） 次のイ、またはロ、を満たしていること。</u> <u>イ、 支払不能に伴う措置等を勘案して、手形に類する機能を有すると本行が認めるもの（以下「手形類似電子記録債権」</u>

	<p><u>という。) については、次の (イ) および (ロ) を満たしていること。</u></p> <p><u>(イ) 債務者の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</u></p> <p><u>(ロ) 発生日から支払期日までの期間が1年以内のものであること。</u></p> <p><u>ロ、 手形類似電子記録債権以外のものについては、次の (イ) および (ロ) を満たしていること。</u></p> <p><u>(イ) 債務者が適格格付機関からA格相当以上の格付を取得していること等、債務者たる企業の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</u></p> <p><u>(ロ) 残存期間が10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。) であること。</u></p>
<p><u>不動産投資法人を債務者とする電子記録債権</u></p>	<p><u>(1) から (3) までをいずれも満たしていること。</u></p> <p><u>(1) 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</u></p> <p><u>(2) 次のイ、またはロ、を満たしていること。</u></p> <p><u>イ、 手形類似電子記録債権については、次の (イ) および (ロ) を満たしていること。</u></p> <p><u>(イ) 投資法人が債務者であって、債</u></p>

	<p><u>務者たる投資法人の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</u></p> <p><u>(ロ) 発生日から支払期日までの期間が1年以内のものであること。</u></p> <p><u>ロ、手形類似電子記録債権以外のものにあつては、次の(イ)および(ロ)を満たしていること。</u></p> <p><u>(イ) 投資法人が債務者であつて、債務者が適格格付機関からAA格相当以上の格付を取得していること等、債務者たる投資法人の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</u></p> <p><u>(ロ) 残存期間が10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。)であること。</u></p> <p><u>(3) 債務者たる投資法人の主たる運用対象が、不動産、不動産の賃借権および地上権ならびにこれらを裏付資産とする資産担保証券、その他本行がこれらに類する不動産関連資産と認める資産であること。</u></p>
<p><u>政府(特別会計を含む。)を債務者とする電子記録債権</u></p> <p><u>政府保証付電子記録債権</u></p>	<p><u>(1) から(3) までをいずれも満たしていること。</u></p> <p><u>(1) 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</u></p> <p><u>(2) 入札等の貸付条件の決定方法等を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</u></p>

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

○ 別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

時価売買価格比率

1. 買入の場合

(1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

イ. 略（不変）

ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの ~~1. 0 0 6~~ 1. 0 0 5

ハ. 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの ~~1. 0 1 4~~ 1. 0 1 2

ニ. 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの ~~1. 0 2 0~~ 1. 0 2 3

ホ. 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの ~~1. 0 2 9~~ 1. 0 3 7

ヘ. 残存期間 3 0 年超のもの ~~1. 0 3 8~~ 1. 0 5 2

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの ~~1. 0 0 6~~ 1. 0 0 3

ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの ~~1. 0 0 9~~ 1. 0 0 5

ハ. 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの ~~1. 0 1 2~~ 1. 0 1 0

ニ. 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの ~~1. 0 2 3~~ 1. 0 2 1

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間 1 年以内のもの ~~1. 0 3 9~~ 1. 0 4 8

ロ. 残存期間 1 年超 5 年以内のもの ~~1. 0 4 2~~ 1. 0 5 0

ハ. 残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの ~~1. 0 5 1~~ 1. 0 5 8

ニ. 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの ~~1. 0 5 8~~ 1. 0 7 0

ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	1.068 <u>1.085</u>
へ. 残存期間30年超のもの	1.077 <u>1.102</u>

2. 売却の場合

(1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

イ. 略（不変）

ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0.995 <u>0.996</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0.987 <u>0.989</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0.981 <u>0.978</u>
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	0.972 <u>0.966</u>
へ. 残存期間30年超のもの	0.965 <u>0.953</u>

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	0.995 <u>0.998</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0.992 <u>0.996</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0.989 <u>0.991</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0.978 <u>0.980</u>

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	0.964 <u>0.956</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0.961 <u>0.955</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0.954 <u>0.948</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0.948 <u>0.938</u>
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	0.940 <u>0.927</u>
へ. 残存期間30年超のもの	0.933 <u>0.915</u>

○ 別表2を横線のとおり改める。

別表2

担保価格

1. 受入の場合

(1) 担保国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。）

イ. 略（不変）

ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 99.5 <u>99.6</u> %
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 98.7 <u>98.9</u> %
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 98.1 <u>97.8</u> %
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	時価の 97.2 <u>96.5</u> %
ヘ. 残存期間30年超のもの	時価の 96.4 <u>95.1</u> %

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の 99.5 <u>99.8</u> %
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 99.2 <u>99.6</u> %
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 98.9 <u>99.1</u> %
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 97.8 <u>98.0</u> %

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の 96.3 <u>95.5</u> %
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 96.0 <u>95.3</u> %
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 95.2 <u>94.6</u> %
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 94.6 <u>93.5</u> %
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	時価の 93.7 <u>92.2</u> %
ヘ. 残存期間30年超のもの	時価の 92.9 <u>90.8</u> %

2. 差入の場合

(1) 担保国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。）

イ. 略（不変）

ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 100.5 <u>100.4</u> %
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 101.3 <u>101.1</u> %
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 101.9 <u>102.2</u> %
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	時価の 102.8 <u>103.5</u> %
ヘ. 残存期間30年超のもの	時価の 103.6 <u>104.9</u> %

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の 100.5 <u>100.2</u> %
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 100.8 <u>100.4</u> %
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 101.1 <u>100.9</u> %
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 102.2 <u>102.0</u> %

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	時価の 103.7 <u>104.5</u> %
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	時価の 104.0 <u>104.7</u> %
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	時価の 104.8 <u>105.4</u> %
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	時価の 105.4 <u>106.5</u> %
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	時価の 106.3 <u>107.8</u> %
ヘ. 残存期間30年超のもの	時価の 107.1 <u>109.2</u> %

(附則)

この一部改正は、平成25年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

○ 別表を横線のとおり改める。

別表

時価売却価格比率

1. 利付国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）および国庫短期証券

(1) 略（不変）	
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.995 <u>0.996</u>
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.987 <u>0.989</u>
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.981 <u>0.978</u>
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	0.972 <u>0.966</u>
(6) 残存期間30年超のもの	0.965 <u>0.953</u>

2. 変動利付国債

(1) 残存期間1年以内のもの	0.995 <u>0.998</u>
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.992 <u>0.996</u>
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.989 <u>0.991</u>
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.978 <u>0.980</u>

3. 物価連動国債

(1) 残存期間1年以内のもの	0.964 <u>0.956</u>
(2) 残存期間1年超5年以内のもの	0.961 <u>0.955</u>
(3) 残存期間5年超10年以内のもの	0.954 <u>0.948</u>
(4) 残存期間10年超20年以内のもの	0.948 <u>0.938</u>
(5) 残存期間20年超30年以内のもの	0.940 <u>0.927</u>
(6) 残存期間30年超のもの	0.933 <u>0.915</u>

(附則)

この一部改正は、平成25年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中
一部改正

- 2. (2) を横線のとおり改める。

(2) 対象となる担保の種類

次の各号に掲げる債務者（ただし、手形については支払人。）の別に応じ、当該各号に掲げる種類の担保とする。

イ. 被災地に事業所等を有する企業

社債、手形、電子記録債権および証書貸付債権

ロ. 被災地の地方公共団体（全部または一部の市区町村が被災地に含まれる県または市を含む。以下同じ。）

電子記録債権および証書貸付債権

ハ. 被災地地方公共団体出資法人（被災地の地方公共団体が全額出資している法人のうち、被災地に事業所等を有するものをいう。以下同じ。）

電子記録債権および証書貸付債権

○ 3. (1) から (3) までを横線のとおり改める。

(1) 被災地に事業所等を有する企業の債務

担保の種類	適格基準
社債 手形	} 略 (不変)
<u>電子記録債権</u>	<p><u>イ. からハ. までをいずれも満たしていること。</u></p> <p><u>イ. 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</u></p> <p><u>ロ. (イ) または (ロ) を満たしていること。</u></p> <p><u>(イ) 債務者が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること (以下、イ.、本号およびハ. により適格とされた電子記録債権ならびに (3) に定める電子記録債権を総称して「正常先電子記録債権」という。)</u></p> <p><u>(ロ) 債務者が適格格付機関から B B B 格相当以上の格付を取得しているもの (債務者が発行する社債 (保証付社債を除く。)) が B B B 格相当以上の格付を取得しているものを含む。) のうち、債務者の信用力その他の事情を勘案して、本行が適格と認めるものであること。</u></p> <p><u>ハ. 残存期間が 10 年以内のもの (満期が応当月内に到来するものを含む。) であること。</u></p>
証書貸付債権	略 (不変)

(2) 被災地の地方公共団体に対する証書貸付債権の債務

~~残存期間が 10 年以内のもの (満期が応当月内に到来するものを含む。) であること。~~

<u>担保の種類</u>	<u>適格基準</u>
<u>電子記録債権</u>	<u>イ. およびロ. を満たしていること。</u> <u>イ. 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</u> <u>ロ. 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</u>
<u>証書貸付債権</u>	<u>残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</u>

(3) 被災地地方公共団体出資法人に対する証書貸付債権の債務

~~イ. およびロ. を満たしていること。~~

~~イ. 債務者が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること。~~

~~ロ. 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。~~

<u>担保の種類</u>	<u>適格基準</u>
<u>電子記録債権</u>	<u>イ. からハ. までをいずれも満たしていること。</u> <u>イ. 適格記録機関により電子記録が行われるものであること。</u> <u>ロ. 債務者が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること。</u> <u>ハ. 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</u>
<u>証書貸付債権</u>	<u>イ. およびロ. を満たしていること。</u> <u>イ. 債務者が、担保差入先金融機関の直近の自己査定において正常先に区分されていること。</u> <u>ロ. 残存期間が10年以内のもの（満期が応当月内に到来するものを含む。）であること。</u>

○ 4. (1) から (3) までを横線のとおり改める。

(1) 被災地に事業所等を有する企業の債務

社債

イ. }
ロ. } 略 (不変)

ハ. 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の 95.96%

ニ. 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の 95.94%

ホ. 略 (不変)

ヘ. 残存期間 30 年超のもの 時価の 92.90%

手形

手形金額の 80.79%

電子記録債権

イ. 正常先電子記録債権

(イ) 残存期間 1 年以内のもの 残存元本額の 79%

(ロ) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の 62%

(ハ) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の 45%

(ニ) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の 35%

(ホ) 残存期間 7 年超 10 年以内のもの 残存元本額の 20%
の (満期が応当月内に到来するものを含む。)

ロ. イ. 以外のもの

(イ) 残存期間 1 年以内のもの 残存元本額の 92%

(ロ) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の 79%

(ハ) 残存期間 3 年超 5 年以内のもの 残存元本額の 65%

(ニ) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の 55%

(ホ) 残存期間 7 年超 10 年以内のもの 残存元本額の 45%
の (満期が応当月内に到来するものを含む。)

証書貸付債権

イ. 正常先証書貸付債権

- (イ) 残存期間1年以内のもの 残存元本額の~~80~~79%
- (ロ) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の~~63~~62%
- (ハ) } 略(不変)
- (ニ) }
- (ホ) 残存期間7年超10年以内のもの 残存元本額の~~25~~20%
の(満期が応当月内に到来するものを含む。)

ロ. イ. 以外のもの

- (イ) 残存期間1年以内のもの 残存元本額の~~93~~92%
- (ロ) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の~~80~~79%
- (ハ) }
- (ニ) } 略(不変)
- (ホ) }

(2) 被災地の地方公共団体に対する証書貸付債権の債務

電子記録債権

- イ. 残存期間1年以内のもの 残存元本額の87%
- ロ. 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の84%
- ハ. 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の75%
- ニ. 残存期間5年超7年以内のもの 残存元本額の75%
- ホ. 残存期間7年超10年以内のもの 残存元本額の65%
の(満期が応当月内に到来するものを含む。)

証書貸付債権

- イ. } 略(不変)
- ロ. }
- ハ. 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の~~80~~75%
- ニ. 略(不変)
- ホ. 残存期間7年超10年以内のもの 残存元本額の~~70~~65%
の(満期が応当月内に到来するものを含む。)

(3) 被災地地方公共団体出資法人に対する証書貸付債権の債務

電子記録債権

<u>イ. 残存期間1年以内のもの</u>	<u>残存元本額の79%</u>
<u>ロ. 残存期間1年超3年以内のもの</u>	<u>残存元本額の62%</u>
<u>ハ. 残存期間3年超5年以内のもの</u>	<u>残存元本額の45%</u>
<u>ニ. 残存期間5年超7年以内のもの</u>	<u>残存元本額の35%</u>
<u>ホ. 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。)</u>	<u>残存元本額の20%</u>

証書貸付債権

イ. 残存期間1年以内のもの	残存元本額の 80 <u>79%</u>
ロ. 残存期間1年超3年以内のもの	残存元本額の 63 <u>62%</u>
ハ. } ニ. }	略(不変)
ホ. 残存期間7年超10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。)	残存元本額の 25 <u>20%</u>

○ 5. を横線のとおり改める。

5. 手形、正常先電子記録債権および正常先証書貸付債権に関する特例的取扱い

(1) 担保差入額の限度

3. (1) および(3)の適格基準に基づき金融機関が担保として差入れる手形、正常先電子記録債権および正常先証書貸付債権の担保価額の合計額は、当該金融機関が差入れている担保価額の総額に、50%以内の別に定める割合を乗じた金額を超えることはできない。

(2) 信用力の判断

3. (1) および (3) の適格基準に基づく手形、正常先電子記録債権および正常先証書貸付債権の債務者の信用力の判断については、「適格担保取扱基本要領」4. (3) の規定を適用しない。

(附則)

この一部改正は、平成25年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。ただし、電子記録債権に係る一部改正は、平成26年2月末までの総裁が別に定める日から実施する。